

「ぎふ清流文化プラザ総合維持管理業務」

委託事業募集要項

公益財団法人岐阜県教育文化財団(以下、「甲」という。)は、ぎふ清流文化プラザの指定管理者として、施設の総合維持管理及び活性化と施設利用者のサービス提供に取り組むため、以下に示す総合維持管理業務を実施する事業者(以下、「乙」という。)を募集します。

第1 対象施設の概要

1 名称 ぎふ清流文化プラザ

2 所在地 岐阜県岐阜市学園町3-4-2

3 施設の設置目的

ぎふ清流文化プラザは、平成6年に県民文化ホール未来会館として設置され、その後平成23年から4年間の休館を経て、平成27年9月に「文化施設」と「運転教育施設」の二つの機能を持つ施設としてリニューアルオープンしました。

県民の文化活動及び交流の場を提供し、もって県民文化の振興を図るとともに、地域社会の活性化に寄与するため、積極的に文化振興事業を展開するとともに、約20万人のプラザ利用者のうち7割を占める運転免許の更新手続利用者への安全かつ丁寧な案内業務に努めます。

4 沿革

平成 6年11月	県民文化ホール未来会館として供用開始 財団法人岐阜県産業文化振興事業団に管理委託
平成18年 3月	ADOTOPS未来会館運営共同体を指定管理者に指定 指定期間：平成18年4月1日から平成23年3月31日まで
平成23年 4月	休止
平成24年12月	岐阜市三田洞東の運転教育センターの一部機能を未来会館へ移転し、 「文化施設」と「運転教育施設」の二つの機能をあわせ持つ施設として 再開することを決定
平成26年 9月	県民文化ホール未来会館改修工事（建築工事、電気設備工事、機械設備 工事）※工期：平成27年6月30日まで ・運転教育施設移転に伴う間仕切り、電気・消火設備、空調関連工事 ・開館から20年経過し不具合が生じていたエレベータの修繕等
平成27年 2月	ぎふ清流文化プラザ管理運営共同体を指定管理者に指定 指定期間：平成27年9月1日から平成31年3月31日まで
平成27年度	本工事にあわせて付帯工事及び長良川ホールの設備等改修を実施 [付帯工事] ・庭園樹木剪定、天然石樹脂舗装の改修、駐車場出入口の舗装・ライ ン整備、グランドピアノの調整等 [長良川ホールの設備等改修] ・ホール音響設備（音響卓更新、ワイヤレスマイクデジタル化等） ・映像設備（映写用大型プロジェクター等の導入）

		・吊物設備（ワイヤーロープ、滑車等の一部更新）等
平成27年	9月	文化施設と運転教育施設の2つの機能を持つ「ぎふ清流文化プラザ」として施設再開
平成28年	9月	ぎふ清流文化プラザ1周年、新モニュメント「清流こよみぶね」完成
平成29年	9月	ぎふ清流文化プラザ2周年、メモリアルセンターとの連絡通路「清流デッキ」の完成、これに併せてプラザ庭園内のバリアフリー改修を実施
平成30年	12月	公益財団法人岐阜県教育文化財団が、ぎふ清流文化プラザの指定管理者に指定される
平成31年	4月	公益財団法人岐阜県教育文化財団が、ぎふ清流文化プラザの指定管理業務を受託（平成31年4月1日から令和6年3月31日）
令和5年	12月	公益財団法人岐阜県教育文化財団が、ぎふ清流文化プラザの指定管理者に指定される

5 施設の内容

敷地面積 12,704.04 m²

建築面積 2,741.62 m²（清流デッキ及びエレベータ棟含まず）

延床面積 14,489.04 m²（清流デッキ及びエレベータ棟含まず）

施設構造 鉄骨造一部鉄筋コンクリート造 地上6階建

施設概要

<各フロアの概要>

階	文化施設（建物北側）		運転教育施設（建物南側）
6			運転免許課
5			岐阜運転者講習センター
4	長良川ホール	練習室	
3		練習室	岐阜運転者講習センター
2		楽屋	岐阜運転者講習センター
1	練習室、セミナー室、教育文化財団事務室、子育て支援スペース、文化芸術県民ギャラリー、喫茶 他		

<面積・主な用途など>

階	施設	面積(m ²)	主な設備・用途等
6	運転教育施設	897 m ²	運転免許課事務室、会議室等
5	運転教育施設	927 m ²	認知機能検査等
4	第3練習室（有料）	82 m ²	グランドピアノ、防音室、壁鏡、手すり
3	第1練習室（有料）	35 m ²	グランドピアノ、防音室
	第2練習室（有料）	31 m ²	
	運転教育施設	794 m ²	運転免許更新時講習室
2 ～ 4	長良川ホール（有料）	486 m ² うち客席 379 m ²	・可動床システム、大型スクリーン（12m×16m）、プロジェクタ等 ・約500人収容
2	楽屋①	23 m ²	長良川ホール使用者の控室として使用
	楽屋②	28 m ²	
	楽屋③	33 m ²	
	運転教育施設	789 m ²	運転免許証の更新等
1	第4練習室（有料）	97 m ²	・2分割して楽屋④、楽屋⑤としても使用
	セミナー室	111 m ²	スクリーン（120インチ） 教育文化財団使用
	子育て支援スペース	114 m ²	委託等により運営
	文化芸術県民ギャラリー	132 m ²	文化芸術活動の発表と交流の場（展示等スペース）

	教育文化財団事務室等	196 m ²	事務室、財団会議室、倉庫等
	喫茶室	105 m ²	客席、厨房

駐車場（敷地内）	約 150 台	来館者用（有料）：136 台、公用車用等
駐車場（敷地外）	約 27 台	職員用等
清流デッキ（連絡通路）※	86.5m	ぎふ清流文化プラザ管理部分のみ（メモリアルセンター管理分含む連絡通路全体の延長は 198.5m）
同エレベータ棟 ※	16.78 m ²	建築面積 10.10 m ²

※清流デッキ及びエレベータ棟は、工作物扱いとしているため、建築面積及び延べ床面積に含んでいない。

第2 募集の内容

1 業務の範囲

乙は、次に掲げる業務を実施してください。なお、当該業務の詳細については、別添「ぎふ清流文化プラザ総合維持管理業務仕様書」（以下「仕様書」といいます。）に定めるとおりです。

- （1） 施設の利用受付等に関すること
- （2） 施設の維持管理に関すること
- （3） 利用者の便宜の供与に関すること
- （4） 利用の促進に関すること
- （5） その他仕様書に定めること

2 管理の基準

乙は、次に掲げる管理の基準に基づいて施設を管理してください。なお、当該管理の基準の詳細については、別添仕様書に定めるとおりであり、その細目については、甲と乙との間において別途締結する契約で定めるものとします。

（1） 開設期間及び利用時間

開設期間：4月1日から3月31日までの下記休業日を除く日

※休業日：12月29日から翌年の1月3日まで

利用時間：午前9時から午後9時30分まで

なお、甲が、あらかじめ県の承認を得て、利用時間を変更し、又は臨時に休業し、若しくは休業日に業務を行う場合は、その変更した期間及び時間とします。

（2） 利用の制限

甲は、施設の管理に当たって必要があると認める場合には、あらかじめ県の承認を得て、施設の利用を制限する場合があります。

（3） 法令等の遵守

ア 関係法令等

乙は、業務の遂行に当たり、次の関係法令等を遵守してください。

- （ア） 地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）その他行政関係法令
- （イ） ぎふ清流文化プラザ条例（平成6年岐阜県条例第4号）、ぎふ清流文化プラザ条例施行規則（平成6年岐阜県規則第90号）その他県が定める要綱、要領等
- （ウ） 岐阜県公契約条例（平成27年岐阜県条例第21号）

- (エ) 労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他労働関係法令
- (オ) 消防法（昭和23年法律第186号）、水道法（昭和32年法律第177号）、電気事業法（昭和39年法律第170号）、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）、その他施設（設備を含みます。）の維持管理又は保守点検に関する法令
- (カ) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）、興行場法（昭和23年法律第137号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、遺失物法（平成18年法律第73号）、農薬取締法（昭和23年法律第82号）など業務の実施に伴い関連する法令
- (キ) その他関係法令等

イ 個人情報保護

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項第2号の規定により、施設の管理に係る業務において取り扱う個人情報の保護のために管理者が講じなければならない必要かつ適切な措置として、個人情報保護規程を整備し、当該個人情報の適正な収集及び管理を行ってください。

ウ 守秘義務

乙が行う施設の管理に係る業務に従事している者又は従事していた者は、当該業務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはなりません。

エ 情報公開

岐阜県情報公開条例（平成12年岐阜県条例第56号）第25条の2第1項の規定により、同条例の趣旨にのっとり、乙が保有する施設の管理に係る情報の公開が求められる場合がありますので、必要な措置として、情報公開規程を整備し、当該情報の適正な公開に対応してください。

オ 文書の管理・保存

乙が施設の管理に係る業務において作成し、又は取得した文書（図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいいます。）を含みます。）については、文書管理規程を整備し、適正な管理及び保存を行ってください。

また、4に定める契約期間の終了時には、甲の指示に従って、当該文書を甲に引き渡してください。

3 甲と乙のリスク分担

次の表のとおりとし、詳細については、両者の間において別途締結する契約又は両者の協議で定めることとします。

また、乙は、自らの業務に関し損害賠償責任保険その他必要な保険に加入しなければなりません。

区 分		リスク負担者	
		甲	乙
施設の法的管理	施設の使用許可及びその取消し	○	
施設の維持管理			○
施設の修繕	部品の更新・取替等を伴う修理	○	
	その他軽微な修繕		○
備品の維持管理等	備品の修繕、更新等	○	
	清掃・点検等維持管理		○
利用者及び周辺住民からの苦情、要望等に対する対応		○	○
物価の変動			○
金利の変動			○
法令の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす法令の変更	○	
	乙に影響を及ぼす法令の変更		○
政治・行政上の理由による事業変更等に伴う増加経費の負担		○	
災害による施設の損傷等	乙の責めに帰すべきもの		○
	上記以外のもの	○	
利用者等への損害賠償	乙の責めに帰すべきもの		○
	上記以外のもの	○	

4 契約期間

2024年（令和6年）4月1日から2029（令和11年）年3月31日までの5年間とします。

5 委託料

乙が業務を行うにあたって必要となる経費は、甲が乙に対して支払う委託料によって賄うことになります。ただし、委託料の金額については、乙の提案に基づき決定します。

委託料の提案にあたっては、必要経費について、それぞれ5年間の総額と年度ごとの金額を提案してください。提案上限額は、各年度138,540千円とします。なお、初年度を除く各年度（令和7年度～10年度）の提案額は同額としてください。

※契約期間中（初年度を除く）に、消費税及び地方消費税並びにその他諸税の税率の変更その他経済情勢の変動があった場合は、甲乙協議の上別途委託料を調整します。

第3 募集から決定までのスケジュール

受託者の募集から決定までのスケジュールは、次のとおりです。なお、詳細については、第4から第7までを参照してください。現地説明会は開催しません。

募集要項の配布	令和6年1月12日(金)から令和6年2月13日(火)まで
質問の受付	令和6年1月12日(金)から令和6年2月13日(火)まで
申請書類の受付	令和6年2月14日(水)から令和6年2月21日(水)まで
事前審査	申請書類の受付後、令和6年2月下旬まで（予定）
評価会議による審査	令和6年2月下旬から3月上旬（予定）
受託者の決定	令和6年2月下旬から3月上旬（予定）

第4 申請に係る事項

1 申請資格

申請団体は、次に掲げるすべての要件を満たす法人その他の団体でなければなりません。

- ア 県税（地方消費税を除きます。）について未納の徴収金（徴収猶予に係るものを除きます。）がないこと。
- イ 消費税及び地方消費税について未納の税額（徴収猶予に係るものを除きます。）がないこと。
- ウ 地方自治法施行令第167条の4〔一般競争入札の参加者の資格〕の規定に該当し、又は本県において入札参加資格停止措置を受けている団体でないこと。
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含みます。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続が行われていないこと。
- オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団でないこと、又は当該暴力団若しくはその構成員（構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）と関係を有しないこと。
- カ 岐阜県の入札参加資格者名簿（建設工事以外）に搭載されていること（共同体で申請する場合は、その構成員の代表団体（当該共同体構成員のうち、出資の割合又はその施設の管理の業務に係る責任の程度が最大であるものをいいます。）が搭載されていること）
- キ 岐阜県に本店又は支店、営業所を有すること（共同体で申請する場合は、その構成員の代表団体が岐阜県に本店又は支店、営業所を有すること。）

これらの要件は、申請時点から受託者の決定があるまで、継続的に満たしている必要があります。なお、一の募集につき、一の団体が複数の申請（他の団体と共同体を構成して申請する場合を含みます。）を行うことはできません。

2 申請手続

（1）募集要項の配布

ア 配布期間

令和6年1月12日(金)から令和6年2月13日(火)までの毎日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「県の休日」といいます。）を除きます。） 午前9時から午後5時まで

なお、同じ内容のものを（公財）岐阜県教育文化財団のホームページに掲載します。

イ 配布場所

岐阜市学園町3丁目42番地 りんご清流文化プラザ1F
（公財）岐阜県教育文化財団 施設管理課

（2）質問の受付

ア 受付期間

令和6年1月12日(金)から令和6年2月13日(火)午後5時まで（県の休日を除きます。）

イ 受付場所

〒502-0814 岐阜市学園町3丁目42番地 りんご清流文化プラザ1F
（公財）岐阜県教育文化財団 施設管理課

ウ 提出方法

別記第1号様式による「りんご清流文化プラザの総合維持管理業務委託事業募集に関する

る質問票」に記入の上、電子メール（gecf@g-kyoubun.or.jp）、ファクシミリ（058-233-5811）、郵便、信書便又は持参により提出してください。

エ 質問に対する回答

原則として随時、ホームページにて公開します。

(3) 申請書類の受付

ア 受付期間

令和6年2月14日(水)から令和6年2月21日(水)までの毎日（県の休日を除きます。） 午前9時から午後5時まで

イ 提出書類

次の書類を提出してください。

- (ア) ぎふ清流文化プラザ総合維持管理業務委託事業申請書（別記第2号様式）
- (イ) ぎふ清流文化プラザ総合維持管理業務委託事業計画書（別記第3号様式）
- (ウ) 申請団体概要書（別記第4号様式）
- (エ) 定款、寄附行為その他これらに類するもの
- (オ) 法人の登記事項証明書又はその写し
- (カ) 現事業年度の収支予算書、直近事業年度の事業報告書及び直近5事業年度分の貸借対照表、損益計算書その他の財務諸表（当該財務諸表がない事業年度分を除きます。）
- (キ) 県税事務所が交付する全税目の完納証明書
- (ク) 税務署が交付する消費税及び地方消費税について未納の税額（徴収猶予に係るものを除きます。）がないことの納税証明書
- (ケ) 暴排措置対象法人等でないことの誓約書（別記第5号様式）
- (コ) 株主（出資者）調書（別記第6号様式）
- (サ) 誓約書（別記第7号様式）
- (シ) ※共同体構成員届出書(別記第8号様式)
- (ス) ※ぎふ清流文化プラザ総合維持管理業務に関する共同体協定書(別記第9号様式)
※共同体として申請する場合

ウ 提出先

〒502-0814 岐阜市学園町3丁目42番地 ぎふ清流文化プラザ1F
(公財) 岐阜県教育文化財団 施設管理課

エ 提出方法 必ず持参により提出してください。

オ 提出部数 正本1部、副本12部

カ その他留意事項

- (ア) 申請書類（官公署が交付する証明書を除きます。）の大きさは、日本工業規格A4判とし、ページ数を中央下部に表記してください。
- (イ) 申請書類の作成に当たっては、日本語、日本国の通貨単位及びメートル法を使用してください。
- (ウ) 申請に際して必要となる費用は、すべて申請団体の負担とします。
- (エ) 提出された申請書類は、返却しません。
- (オ) 提出された申請書類に不備がある場合、事業計画の内容に影響を及ぼさない範囲内の軽微なもの（添付すべき証明書類の添付漏れ、提出部数の不足等）にあつてはその補正を認めますが、事業計画書の記載事項の訂正又は全部若しくは一部の差し替えなど、当該範囲を超えるものにあつては、その補正を認めません。
- (カ) 提出された申請書類の著作権は、その著作者に帰属するものですが、甲が必要と認める場合には、その全部又は一部を無償で使用します。

- (キ) 申請内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、著作権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利を侵害した結果生じる責任は、すべて申請団体が負うものとします。
- (ク) 甲が必要と認める場合には、申請書類の補正または申請書類と別に追加資料の提出等を求めることがあります。
- (ケ) 申請団体の名称は、審査手続が終了するまで公表しません。

3 申請の取下げ

申請書類の提出後に申請を取り下げる場合には、事前に電話連絡の上、「ぎふ清流文化プラザ総合維持管理業務委託事業募集申請取下書（別記第10号様式）」を郵便若しくは信書便又は持参により提出してください。

＜連絡先・提出先＞

〒502-0814 岐阜市学園町3丁目4番地 りふ清流文化プラザ1F
(公財) 岐阜県教育文化財団 施設管理課
電話番号 058-233-5810

第5 受託者の選定手続

1 審査方法

(1) 事前審査

申請書類の受付後、甲において次のとおり形式審査及び内容審査を行います。

ア 形式審査

申請団体がこの募集要項に定める申請資格要件を満たしているか、提出された申請書類に不足がないかなど、申請団体が申請に当たって満たすべき形式的要件の充足状況を確認するため、申請書類等に基づく審査を行います。

申請資格要件を満たしていないことが確認された申請団体は失格とし、その旨及び理由を通知します。

イ 内容審査

申請書類における事業計画がこの募集要項に定める業務水準等の条件を満たしているか、当該事業計画の内容に疑義を生ずる記載上の不備がないかなど、(2)に定める審査委員会の適正な審査に影響を及ぼすおそれのある申請上の不備の有無やその内容を事前に把握するため、申請書類に基づく書面審査を行います。また、必要に応じて電話等による問い合わせを行います。

この内容審査において、本募集要項に定める業務水準等の条件を満たしていないことが判明した者は、(2)に定める評価会議に通知します。

(2) 評価会議による審査

事前審査において失格となった場合を除き、評価会議において次のとおり審査を行います。当該委員の氏名は、評価会議まで公表しません。

なお、当該審査のための会議は、公開することに適さない個人に関する情報や申請団体の事業活動に関する情報などを扱い、また、公開することにより、受託者の公正な選定に著しい支障を及ぼすおそれがあるため、非公開により行います。

ア 日時及び開催場所

事前審査において失格となった場合を除き、別途通知します。

イ 審査

評価会議の審査は、次の流れにより行います。

(ア) 甲から評価会議に対する事前審査結果報告

甲は、評価会議に対し事前審査の結果を報告します。

(イ) 申請団体によるプレゼンテーション

申請団体が、制限時間20分の範囲内において、委員に対するプレゼンテーションを行います。プレゼンテーションにおいて使用できる資料（その申請団体が手持ちとする資料を除きます。）は、その申請団体が提出した申請書類及び当該申請書類の一部を拡大した説明用パネルに限られ、他の資料の提出又は提示、プレゼンテーション機器の使用等については認めません。

(ウ) 甲及び委員からの質疑並びに申請団体の応答

甲及び委員から申請団体に対して質疑を行い、申請団体の説明を求めます。この質疑応答の時間は、20分を目途とします。

(エ) 撤収

評価会議が終了を宣言した後、速やかに退出願います。

(オ) 審議

評価会議は、(エ)までの審査手続を踏まえ、その申請団体の受託者としての妥当性について審議を行います。

2 評価項目及び評価基準

評価項目及び評価基準については、別表のとおりです。

3 受託者の決定

審査終了後、評価会議構成員は、評価した提案者ごとの点数により順位付けし、その順位点の最も低い提案者を最優秀提案者として選定します。評価会議構成員の順位点の合計が同じであるものが複数いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案者として選定します。なお、順位点の合計及び提案金額が同じである者が複数いる場合は、くじ引きにより決するものとします。

なお、提案者が1者のみであっても評価は実施し、基準点を満たすときは、当該応募者を最優秀提案者として選定します。また、基準点に満たない場合、要項、仕様等の見直し再度公募を行う時間的余裕がないため、特定の事業者との随意契約を検討するなど状況を踏まえて対応します。

4 選定結果の通知及び公表

選定結果は選定後、速やかに参加者に通知するとともに、申請団体の名称及び当該決定内容（主な選定理由を含みます。）を、（公財）岐阜県教育文化財団ホームページにおいて公表します。

なお、審査内容、結果に対する異議は認めません。また、問い合わせ等にも応じません。

5 契約締結及び業務開始に関する事項

(1) 委託契約の締結

最優秀提案者決定後は、最優秀提案者である乙が提案した計画書に基づき速やかに契約内容の協議を行い、契約の締結を行います。なお、契約にあたり、細目の調整を行う場合があります。また、年度ごとの委託料の額、業務内容について、委託期間中に、当協議する場合は

あります。

乙が、甲の指示に従わないときその他乙による管理を継続することが適当でないと認めるときは、甲は契約の破棄又は契約期間の変更等を行うことがあります。

締結した契約に定めのない事項その他疑義が生じた事項が生じた場合については、甲乙双方が誠意をもって協議するものとします。

(2) 委託業務の開始

契約後、契約に定める業務開始期日から業務を開始できるよう乙において必要な準備業務を行ってください。業務の開始前に、施設等の確認等のため本施設への立ち入りを希望する場合は、甲に協議し了承を得てください（甲が施設設置者である岐阜県に協議し、了承を得た場合に限る）。

なお、当該準備業務のために要する経費は、委託料の対象経費には含まないものとします。

第6 申請資格の喪失

次のいずれかの事項に該当する場合は失格又は無効となる場合があります。

- (1) 評価会議の構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
- (2) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- (3) 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して提案書の内容を意図的に開示すること。
- (4) 提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- (5) 評価会議終了後に、参加資格を満たしていない事実が発覚した場合。
- (6) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

第7 その他留意事項

1 受託事業者の取消し等

乙が甲の指示に従わないときその他乙による管理を継続することが適当でないと認めるときは、甲は受託事業者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

2 契約に定めのない事項等の取扱い

第5・5(1)において締結した契約に定めのない事項その他疑義の生じた事項については、甲及び乙の双方が誠意を持って協議するものとします。

3 業務の引継ぎ

契約期間の終了又は甲の受託者の取消しにより、甲または次期事業者が管理の業務を引き継ぐ必要が生じたときは、その円滑な引継ぎに協力してください。

第8 様式・添付資料

1 様式 別記のとおりです。

2 添付資料

- (1) 「ぎふ清流文化プラザ総合維持管理業務」仕様書
- (2) ぎふ清流文化プラザ業務実施要領

- (3) 施設利用案内（パンフレット）（現行）
- (4) ぎふ清流文化プラザ条例
- (5) ぎふ清流文化プラザ条例施行規則
- (6) ぎふ清流文化プラザ使用料減免基準
- (7) 施設平面図
- (8) 施設周辺図・職員駐車場位置図
- (9) ぎふ清流文化プラザ県有備品一覧表（令和5年4月1日現在）
- (10) 長良川ホール等設備一覧表
- (11) 施設及び設備の主な改修・修繕一覧（令和元年度から4年度）
- (12) 樹木・花き台帳
- (13) 令和5年度ぎふ清流文化プラザ自主企画事業（予定）一覧
- (14) 平成31年度から4年度の利用者数の推移
- (15) 県有施設における病虫害等防除に関する基本方針及び解説

第9 問い合わせ先

〒502-0841 岐阜市学園町3丁目4番

(公)岐阜県教育文化財団 施設管理課

電話番号 058-233-5810

ファクシミリ番号 058-233-5811

電子メールアドレス gecf@g-kyoubun.or.jp

別表	評価項目及び評価基準
下表に基づき、各項目の配点の合計を120点満点（最低基準72点）として評価し、評価会議構成員の評価点の合計により算出する。	

審査項目及び審査内容			評価基準点				
			非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
1	施設管理の基本方針	施設の設置目的やコンセプトを的確に理解した提案になっているか。	5点	4点	3点	2点	1点
		施設の管理運営方針に適合した提案になっているか。	5点	4点	3点	2点	1点
2	維持管理実施内容の妥当性	仕様に定める業務内容を実実に実施する能力を有すると認められるか。	5点	4点	3点	2点	1点
		実施内容に具体性があり、実現可能なものであるか。	5点	4点	3点	2点	1点
		施設及び利用者の安全に配慮した内容であるか。	5点	4点	3点	2点	1点
		環境の保全について適正に配慮されているか。	5点	4点	3点	2点	1点
	維持管理実施内容の独創性	仕様に定める業務水準(人員配置を含む。)をどの程度上回っているか。	5点	4点	3点	2点	1点
		実施内容の創意工夫や、独自の手法に基づく効果的な管理方法の提案があるか。	5点	4点	3点	2点	1点
3	組織・体制	管理に当たる組織や人員体制は妥当であるか。	5点	4点	3点	2点	1点
		長良川ホールを適切に管理できる体制は確保されているか。	15点	12点	9点	6点	3点
		従業員の資質(有資格者や経験者の配置状況など)はどうか。	5点	4点	3点	2点	1点
		役割分担と責任体制は明確になっているか。	5点	4点	3点	2点	1点
		労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮はなされているか。	5点	4点	3点	2点	1点
		障がい者や高齢者の積極的な雇用に努めているか。	5点	4点	3点	2点	1点
4	類似施設の管理実績	類似施設(特に文化ホールを有する施設)を管理した実績がどの程度認められるか。	10点	8点	6点	4点	2点
5	経営基盤	申請団体の財務状況はどうか。	5点	4点	3点	2点	1点
		申請団体に対する金融機関等の支援体制はどうか。	5点	4点	3点	2点	1点
6	施設の利用促進	施設の利用促進、賑わい創出につながる提案者ならではの独自提案があるか。	10点	8点	6点	4点	2点
7	委託料金額	委託料金額は適正か。	10点	8点	6点	4点	2点